

都市戦略

5



東京は、福祉先進都市へ

福祉と保健、医療の分野で、確かな安心を次世代に引き継ぐ。そのために、少子高齢化の急速な進展に合わせて取組を強化し、将来にわたって都民の暮らしを支えていきます。そんな未来の福祉先進都市・東京をご紹介します。

政策指針

11

安心して産み育てられ、子供たちが 健やかに成長できるまちの実現

子供たちの健やかな成長を、家庭や地域社会が一体となって見守っていく。安心して子育てできる都市の実現に向けて、保育サービスの充実により、待機児童を解消します。

また、多様なニーズに応じた子育て支援策も充実させていきます。

東京の未来

▶ 2017年度末までに待機児童ゼロ

保育サービスの拡充に必要な整備費や土地賃借料等の負担軽減に加え、保育人材の確保・定着に向けた取組が実を結び、保育サービスを利用する児童数は4万人分増加し、待機児童は解消されます。

▶ 待機児童

2014年4月
8,672人 ▶ **0**人
 2018年4月



保育サービス利用児童数
4万人分増

▶ 多様な保育サービスの充実

病児・病後児保育*1や地域に開放した事業所内保育等の多様な保育サービスが充実します。

| 事項 | 目標年次 | 目標値 |
|--------------------------|------------|-------------------------|
| 都立・公社病院における病児・病後児保育事業の実施 | 2015年度以降順次 | 病児保育等の区市町村ニーズがある小児科設置病院 |
| 都庁内に地域に開放した保育施設の設置 | 2016年度 | 開設 |



▶ 小学生の放課後等の安全・安心な居場所づくり

学童クラブの設置を促進し、2019年度末までに学童クラブのいわゆる待機児童※2が解消されます。また、放課後子供教室は全小学校区に広がります。

▶ 学童クラブ登録児童数

2014年5月
約8.9万人 ▶ 2019年度末
約**10.2**万人  **+1.2**万

▶ 放課後子供教室の全小学校区へ拡大

2013年度
1,062校区 ▶ 2019年度末
1,296校区  **100%**
(2014年4月時点)

▶ 子育て家庭が利用しやすい施設が充実

子育てに配慮した住宅や、子供連れで楽しく外出できる施設が増えていきます。

| 事 項 | 目 標 年 次 | 目 標 値 |
|---------------------------|---------|--------|
| 子育て支援住宅認定制度による整備 | 2017年度 | 1,200戸 |
| 親子や子供同士で野外体験や里山体験ができる拠点整備 | 2024年度 | 8か所 |



※2 学童クラブの対象児童で、利用申込みをしたが、何らかの理由で登録できなかった児童。



政策指針

12

高齢者が地域で安心して暮らせる社会の実現

高齢者が、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるように。

鍵となるのは、医療・介護・予防・生活支援・すまいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築。高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくりあげていきます。

東京の未来

▶ 地域での暮らしを支える「地域包括ケアシステム」の構築

要介護高齢者の増加を見据え、多様なニーズに対応する施設の確保、在宅生活を支えるサービスの充実、地域包括支援センター※1の機能強化等を推進することで、様々な支援が一体的に提供される仕組みが実現します。

▶ 高齢者を支える施設やすまいの確保

超高齢社会を迎え、高齢者のニーズはますます多様になっています。特別養護老人ホーム等に対する用地確保策を拡充するほか、整備費の負担を軽減するなど、施設やすまいの整備を促進していきます。

| 事 項 | 目 標 年 次 | 目 標 値 |
|-------------------|---------|--------------------------|
| 特別養護老人ホームの整備 | 2025年度末 | 定員6万人分(2013年度末 41,340人分) |
| 介護老人保健施設の整備 | 2025年度末 | 定員3万人分(2013年度末 20,057人分) |
| 認知症高齢者グループホームの整備 | 2025年度末 | 定員2万人分(2013年度末 8,582人分) |
| サービス付き高齢者向け住宅等の整備 | 2025年度末 | 2万8千戸(2013年度末 14,181戸) |

▶ 認知症対策が更に充実

認知症の早期発見・診断・対応に向けたコーディネーターの配置、アウトリーチチームによる訪問支援、認知症疾患医療センターの設置促進により、地域で認知症の人を支える体制をつくっていきます。

| 事 項 | 目 標 年 次 | 目 標 値 |
|----------------|---------|------------|
| 認知症疾患医療センターの設置 | 2015年度 | 地域拠点型 12施設 |
| | | 地域連携型 41施設 |



※1 高齢者に関する様々な相談対応や必要なサービスの調整など、高齢者の地域での自立した生活を支援する機関。中学校区などに1か所設置。

政 策 指 針

13

質の高い医療が受けられ、 生涯にわたり健康に暮らせる環境の実現

団塊の世代が75歳以上となる2025年の医療需要を見据えて。

高齢者の在宅療養ニーズや救急患者の増加に対応するため、

在宅療養環境の充実を図り、誰もが適切な医療を受けられる体制を

整備していきます。また、都民の主体的な健康づくりや生活習慣病対策を

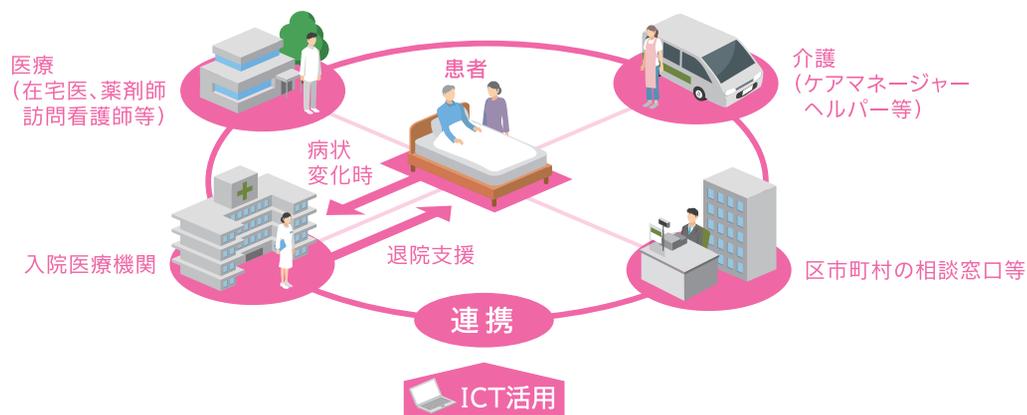
推進することで、生涯にわたり健康に暮らせる社会を実現していきます。



東京の未来

▶ 超高齢社会に対応した医療提供体制の整備

2025年の医療需要を見据え、患者が状態に応じて適切に医療を受けられるよう、東京の実情に応じた医療機関の機能分化・連携を推進していきます。また、医療と介護の連携を強化することで、在宅で療養する患者や家族を支援する体制を都内全域で充実していきます。



▶ 生活習慣の改善やがんなどの生活習慣病等への対策の充実

適切な量と質の食事、身体活動・運動などによる生活習慣の改善、がん検診の受診促進に向けた普及啓発などにより、都民の健康づくりを推進していきます。



▶ 感染症対策の強化

新型インフルエンザ、デング熱、エボラ出血熱…。国際化が進み、こうした感染症の発生リスクも高まっています。医療体制の整備や、医療資器材等の備蓄、関係機関との緊密な連携などにより、万全の対策を講じます。



政策指針

14

障害者が地域で安心して暮らせる社会の構築

障害者の地域生活には、様々な環境整備が必要です。

居住の場等の整備、自立した生活の実現に向けた雇用・就労、
地域社会の理解、これらを促進することで、障害のある人もない人も、
地域で共に生活する社会を実現していきます。

東京の未来

▶ 障害者が安心して暮らせる地域へ

障害者が地域で暮らしていくためには、居住の場、日中活動の場、短期入所などの生活基盤が必要です。こうした地域生活基盤の整備を進めるとともに、入所施設等から地域生活への移行・定着を支援することで、安心して暮らせる環境が整います。



| 事 項 | 目 標 年 次 | 目 標 値 |
|--|---------|----------------------|
| 地域居住の場(グループホーム)の整備 | 2017年度末 | 2014年度末から2,000人増 |
| 日中活動の場(通所施設等)の整備 | 2017年度末 | 2014年度末から4,500人増 |
| 在宅サービス(短期入所)の充実 | 2017年度末 | 2014年度末から220人増 |
| 福祉施設入所者の地域生活への移行 | 2017年度末 | 2013年度末から12%が地域生活へ移行 |
| 入院中の精神障害者の地域生活への移行 長期在院者数(入院期間1年以上) | 2017年度 | 2012年6月末から18%以上減少 |

▶ 雇用・就労の促進で障害者雇用4万人増加へ

障害の特性や程度に応じたきめ細かな就労・定着支援や、企業における障害者雇用を推進する人材の育成などにより、障害者雇用が促進されます。

▶ 障害者雇用

2024年度末

+4万人





都市戦略 5 を知るキーワード

▶ 都営住宅等の建替えに伴う創出用地による福祉インフラ整備 政策指針 11・12

都営住宅や公社住宅を高層化して建て替える際、用地が創出されます。その創出用地を保育所や特別養護老人ホームなどの福祉施設に活用していきます。

▶ キャリアパスの導入 政策指針 11・12

保育・介護人材については、キャリアパスの仕組みが十分ではありません。そのため、経験や能力に応じて処遇や職責が向上するキャリアパスを導入する事業者を支援し、職員がキャリアアップを図れる環境を実現することで、人材の確保・育成・定着に向けた取組を強化します。

▶ 人材バンクシステム（仮称） 政策指針 11・12

保育士や介護福祉士、社会福祉士といった福祉人材に関する情報を一元的に管理するシステムを新たに構築します。これにより、求職者や離職者に対して求人情報を効果的に発信し、人材の確保・定着につなげます。

▶ 在宅療養環境の整備 政策指針 13

入院患者が退院した後、地域での療養生活へ円滑に移行し、必要な医療・介護サービスを一体的に受けながら暮らせる環境を整備していきます。また、在宅療養に関する相談窓口の設置など、区市町村の在宅療養支援体制を充実させるとともに、患者に関わる多職種がICTを活用して効果的に情報を共有する体制づくりも進めていきます。

▶ 診療データを活用した先進医療、臨床研究等の推進 政策指針 13

全都立・公社病院の電子カルテシステムに蓄積された約7,000床の診療データを集約し、データバンクシステムを構築することで、臨床現場での医療水準の向上に取り組めます。

▶ 障害及び障害のある人への理解促進 政策指針 14

援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人が、周囲に知らせるための「ヘルプマーク」の普及啓発や、障害者が緊急時等に周囲に支援を求めるための「ヘルプカード」の普及促進を図っていきます。



▶ 障害者グループホームの整備 政策指針 14

特別支援学校からの卒業生や入所施設等から地域生活へ移行する障害者が地域で安心して生活できるよう、設置者の負担を軽減するなど、居住の場としての障害者グループホームの整備を進めていきます。